

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき平成十五年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画

平成14年11月29日 財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第2号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第七条第一項の規定に基づき、平成十五年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表し、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年大蔵省、厚生省、告示第九号(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成十二年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定めた件)は、平成十五年三月三十一日限り、廃止する。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に定める分別基準適合物(以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。)

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十五年から平成十九年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千ト)
15	270
16	270
17	270
18	270
19	270

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている(平成十六年三月三十一日までに設置される予定の施設を含む。)

3 再商品化の具体的方策に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設(以下「カレット化施設」という。)において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

二 規則第四条第二号に定める分別基準適合物(以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。)

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十五年から平成十九年度までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千ト)
15	200
16	200
17	200
18	200
19	200

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第

一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている（平成十六年三月三十一日までに設置される予定の施設を含む。）。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

三 規則第四条第三号に定める分別基準適合物（以下「その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十五年度から平成十九年度までの各年度において再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千ト)
15	160
16	160
17	160
18	160
19	160

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている（平成十六年三月三十一日までに設置される予定の施設を含む。）。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

四 規則第四条第四号に定める分別基準適合物（以下「紙製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十五年度から平成十九年度までの各年度において再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千ト)
15	313
16	505
17	505
18	505
19	505

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第二から別表第四までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている（平成十六年三月三十一日までに設置される予定の施設を含む。）。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) 製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装

に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品（以下「固形燃料又はフラフ燃料」という。）を得るための施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等又はそれらの原材料を得るための施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等を得るための施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(3) 製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等を得るための施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設の整備を推進するとともに、当該再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

五 規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十五年度から平成十九年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千トン)
15	292
16	311
17	315
18	317
19	319

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料等は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(2) ペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス(2-ヒドロキシエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破碎、解重合、精製、重合その他の処理をし、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設の整備を推進する

とともに、当該再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

六 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化される量の見込み

平成十五年度から平成十九年度までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに同表の右欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み(単位 千トン)
15	591
16	655
17	776
18	835
19	892

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第六から別表第十一までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成十四年四月一日現在、設置されている(平成十六年三月三十一日までに設置される予定の施設を含む。)

3 再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) 減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品又はインゴットは、ペレットというプラスチック原料を得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(2) 減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(3) ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

(4) ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、成形その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得ることにより再商品化がされる。

(5) 高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

(6) コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

(7) 炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(8) 水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設の整備を推進するとともに、当該再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

別表第 1

所在地	施設の種別
北海道（五か所） 青森県（四か所） 岩手県（三か所） 宮城県（三か所） 秋田県（三か所） 山形県（四か所） 福島県（四か所） 茨城県（四か所） 栃木県 群馬県（四か所） 埼玉県（七か所） 千葉県（七か所） 東京都（三か所） 神奈川県（四か所） 新潟県（五か所） 富山県 石川県（二か所） 福井県 山梨県（二か所） 長野県（五か所） 岐阜県（二か所） 静岡県（六か所） 愛知県 三重県（三か所） 滋賀県（三か所） 京都府（三か所） 大阪府（五か所） 兵庫県（六か所） 鳥取県 島根県（三か所） 岡山県 広島県（六か所） 山口県（四か所） 徳島県（三か所） 香川県（二か所） 愛媛県（二か所） 高知県（二か所） 福岡県（八か所） 佐賀県（二か所） 長崎県（二か所） 熊本県（五か所） 大分県（四か所） 宮崎県（二か所） 鹿児島県（三か所） 沖縄県（五か所） 北海道（設置予定） 山形県（設置予定） 福島県（設置予定） 栃木県（設置予定） 群馬県（設置予定） 東京都（設置予定） 静岡県（設置予定） 兵庫県（設置予定） 沖縄県（設置予定）	カレット化施設

別表第 2

所在地	施設の種別
北海道（八か所） 宮城県（二か所） 福島県 茨城県 埼玉県 千葉県（三か所） 東京都 神奈川県（四か所） 新潟県（三か所） 富山県 石川県（三か所） 福井県（三か所） 長野県（三か所） 岐阜県（十か所） 静岡県 愛知県（六か所） 三重県（二か所） 京都府（二か所） 大阪府（六か所） 兵庫県（四か所） 広島県 山口県（二か所） 香川県 福岡県（二か所） 佐賀県 熊本県（二か所） 大分県（三か所） 鹿児島県（三か所） 沖縄県	製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の原材料を得るための施設

別表第 3

所在地	施設の種別
北海道（二か所） 岩手県（二か所） 福島県 茨城県 群馬県 千葉県（三か所） 神奈川県（二か所） 新潟県 長野県 京都府（二か所） 大阪府 兵庫県 大分県 茨城県（設置予定） 三重県（設置予定） 山口県（設置予定）	固形燃料を得るための施設
北海道 岩手県	フラフ燃料を得るための施設

山口県 大分県 三重県（設置予定）	
-------------------------	--

別表第4

所在地	施設の種別
群馬県 茨城県 千葉県	溶鋼用鎮静剤を得るための施設
北海道	古紙破碎解繊物を得るための施設

別表第5

所在地	施設の種別
北海道（二か所） 岩手県 宮城県（三か所） 秋田県 山形県（二か所） 福島県（二か所） 茨城県 栃木県（三か所） 埼玉県（七か所） 千葉県（五か所） 東京都（七か所） 神奈川県（四か所） 新潟県（二か所） 富山県（二か所） 石川県 福井県 長野県（三か所） 岐阜県（三か所） 愛知県（四か所） 三重県 滋賀県 京都府 大阪府（五か所） 兵庫県 岡山県 広島県（三か所） 愛媛県 福岡県 佐賀県（二か所） 長崎県 宮崎県 沖縄県	フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得るための施設
山口県	ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得るための施設

別表第6

--	--

所在地	施設の種別
北海道 岩手県 宮城県（三か所） 秋田県（二か所） 福島県（四か所） 埼玉県（二か所） 千葉県（三か所） 東京都（二か所） 神奈川県（四か所） 新潟県（四か所） 富山県 石川県（二か所） 福井県 長野県（五か所） 岐阜県（六か所） 静岡県（三か所） 愛知県（五か所） 京都府（二か所） 大阪府（三か所） 岡山県 愛媛県 高知県 福岡県（四か所） 佐賀県（三か所） 長崎県（二か所） 大分県 宮崎県（二か所） 宮崎県（設置予定）	減容顆粒品又はインゴットを得るための施設

別表第7

所在地	施設の種別
北海道（二か所） 宮城県（三か所） 秋田県 茨城県（七か所） 栃木県（四か所） 埼玉県（十か所） 千葉県（三か所） 東京都（二か所） 神奈川県（四か所） 新潟県（六か所） 福井県 長野県（三か所） 岐阜県（五か所） 静岡県 愛知県（二か所） 三重県（二か所） 広島県（五か所） 福岡県 宮崎県 鹿児島県（二か所） 北海道（設置予定） 茨城県（設置予定） 群馬県（設置予定） 新潟県（設置予定）	減容顆粒品若しくはインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得るための施設、ペレット等のプラスチック原料を得るための施設又はペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得るための施設

富山県（設置予定） 広島県（設置予定） 熊本県（設置予定）	
-------------------------------------	--

別表第 8

所在地	施設の種別
神奈川県 兵庫県 広島県	高炉で用いる還元剤を得るための施設

別表第 9

所在地	施設の種別
北海道 千葉県 愛知県 福岡県 福岡県（設置予定）	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設

別表第 10

所在地	施設の種別
北海道（四か所） 青森県 岩手県 宮城県（十一か所） 山形県（三か所） 福島県（五か所） 埼玉県 東京都 新潟県 長野県 愛知県 福岡県 宮崎県 宮城県（二か所（設置予定））	炭化水素油を得るための施設

別表第 11

所在地	施設の種別
千葉県 山口県 神奈川県（設置予定） 兵庫県（設置予定）	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設